

【公開質問状に対するご回答】

ご記入日 2016年5月9日

ご回答者名

鈴木 有

※サイン願います(文責)

1. 市民は野田市政の主権者である。 (答) YES NO
(理由)

2. 市長及び議会は市民の信託により存在する。 (答) YES NO
(理由)

市政は、市民の信託により運営されるものであるが、市長及び議会は、市民の信託により存在するのではない。貴会が作成した野田市自治基本条例素案を拝見すると、「信託による市長及び議会の存在」は、「自治基本条例が最高規範」及び「補完性の原則」とセットで規定されており、日本国憲法を最高規範とする我が国の法体系に抵触するのではないかと考えている。

(参考) 日本国憲法前文

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

3. 自治基本条例を制定する。 (答) YES NO
(理由)

自治基本条例の制定そのものに反対するものではないが、制定に至る経緯が重要であると考えている。自治基本条例は、市長や議会が主導して制定するのではなく、市民が主体となって、その必要性について市民全体が共通認識をもった上で制定することに意義があると考えている。

4. 市民参加条例を制定する。 (答) YES NO
(理由)

質問3と同じ。

5. 市民参加を推進するため、審議会等の公募委員は原則3分の1以上とする。 (答) YES NO
(理由)

審議会等の委員については、全体のバランスを考えて、その審議会の設置目的等にふさわしい方を委嘱する形が目的達成のためには、より適切な市民参加の手法であると考えている。その上で、市民参加が重要であるとの考えから、委員定数をなるべく増やさない中で公募委員を導入していくことが適当であると考えている。

6. 立候補者は検証可能な政策と具体的な目標を明確にした公約を公表する。 (答) YES NO
(理由)

賛成ではあるが、政策の検証方法は一律にはできないと考えている。

7. 条例の制定及び改廃に関してはすべてパブリックコメントの対象とする。 (答) YES NO
(理由)

野田市パブリック・コメント手続条例では、「市の基本的な方針等を定める条例の制定又は改廃」

及び「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃」に係る案の策定を対象としており、現行で必要十分であると考えている。なお、すべての条例の制定及び改廃を対象とすると、かえって制度自体が形骸化するのではないかと危惧している。

8. 市が保有する情報は市民全体の共有財産である。 (答) YES NO
(理由)

9. 本人の同意を得ずに、高齢者名簿を警察に提供しない。 (答) YES NO
(理由)

以下の質問については昨年12月議会に出された陳情と同様のものと判断するが、当時政清会の一員として討論にも参加しており、その考えは今も変わるものではない。

多発している振り込め詐欺等の犯罪や交通事故は、高齢者の安心と安全を脅かすものであり、警察が防止対策のために利用することは公益性があると認められものとする。高齢者を犯罪等から確実に守れる方法がない中、警察による高齢者世帯への巡回連絡が有効な方法であるとする。ただし提供する名簿については名前、住所、性別のみとする。

10. 高齢者名簿を警察署へ提供する場合、市民へ事前に告知する。 (答) YES NO
(理由)

好むと好まざるにかかわらず一人でも多くの高齢者の方に注意を促す必要があるため、事前告知は提供拒否につながるものとする。

11. 高齢者名簿を警察署へ提出する場合、市民は提供を拒否できる。 (答) YES NO
(理由)

高齢者の同意を得る必要性よりも安全を最優先とし、防犯対策等に不備が生じないよう市民の安全安心が第一である。提供拒否は市民の安全安心な生活が損なわれる恐れがあるものとする。